

議案第4号説明資料

平成31年2月14日

大磯町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

総務課

# 大磯町特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正する条例

## 1 改正概要

特別職（町長、副町長、教育長）に係る期末手当の支給割合について、職員ゝ給与条例の改正（平成 30 年 12 月議会条例改正可決）内容を勘案し、平成 31 年 4 月以降の支給分から均等にするため、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 期末手当の支給割合の見直し

- ・平成 31 年 4 月以降、6 月期及び 12 月期の支給月数を均等に配分します。

### ◆特別職（町長・副町長・教育長）の支給月数

	6 月期	12 月期	計
平成 30 年度	1.85 月	2.00 月	3.85 月
平成 31 年 4 月以降	1.925 月	1.925 月	3.85 月

### (2) 施行日

- ・平成 31 年 4 月 1 日から施行

大磯町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (期末手当)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の192.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条・第2条 省略 (期末手当)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の185、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>第4条 省略</p>